

## 大阪市告示第1171号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                         | 年 月 日                        | 供 用 時 間                   |
|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 大阪市立<br>浪速スポーツセンター<br>第1体育場 | 令和8年9月1日（火）から<br>同月6日（日）まで   | 午前9時から<br>翌日午前1時30分<br>まで |
|                             | 令和8年9月8日（火）から<br>同月13日（日）まで  |                           |
|                             | 令和8年9月15日（火）から<br>同月20日（日）まで |                           |
|                             | 令和8年9月21日（月）から<br>同月23日（水）まで |                           |
|                             | 令和8年9月25日（金）から<br>同月27日（日）まで |                           |
|                             | 令和8年9月29日（火）から<br>同月30日（水）まで |                           |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）